

これってOK? NG?

保育者のための 子育て支援ハンドブック

保育者の行動規範研究会

あー
〇〇ちゃんのお家って
離婚したんですか？

プライバシーに
関することなので
お答えできません

／No!／

OK

年度末準備で今週の金曜日は
半日保育なんです

職員の結婚式が
あって…

明日は誰も保育を
希望していなくて…

NG

というわけで
可能であれば
ご家庭で…



はじめに



1. ハンドブックの趣旨

このハンドブックは、日本保育協会保育科学研究所の助成を受けて実施した「専門職倫理にもとづく子育て支援に関する研究（代表者：亀崎美沙子）」の研究成果物として作成されたものです。ここに示す内容は、専門職倫理に関する複数の研究（亀崎，2020；亀崎，2022；亀崎，2023；亀崎他，2024）にもとづいています。

このハンドブックの内容は、①子育て支援における「適切な行為」と「不適切な行為」、②「適切」もしくは「不適切」な行為の具体例を表す例示イラスト、③解説、④コラム・法令等から構成されています。とりわけ、「ハンドブックが保育者にとって実践に活用しやすいものとなるように」との願いのもとで、たくさんの例示イラストを掲載しています。これらの例示イラストは、保育者の協力を得て収集されたアイデアをもとに、研究会の中で幾度となく議論を重ねながら作成されました。

また、このハンドブックは、保育専門職であるか否かにかかわらず、乳幼児教育・保育の実践に携わるすべての人を対象としています。専門職倫理は通常、専門職に適用される職務上のルールや約束事を示すものです。しかし、乳幼児教育・保育施設は非常に多様であり、そこで働く職員も保育専門職だけではありません。園全体で子どものよりよい育ちや保護者の子育てを支えていこうとするならば、職員の立場の違いにかかわらず、園全体で保育者の専門職倫理を遵守していく必要があります。そのため、このハンドブックでは職種や立場の違いを超えて、乳幼児教育・保育に携わるすべての人に広く活用されることを想定しています。

2. 保育者の専門職倫理と倫理綱領

専門職倫理は通常、専門職ごとに倫理綱領として文書化されています。わが国の保育者の専門職倫理は、2003年に全国保育士会によって「全国保育士会倫理綱領」として文書化されています。この倫理綱領は、3つの前文と8つの条文から構成されており、保育士

全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在（いま）を幸せに生活し、未来（あす）を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

（子どもの最善の利益の尊重）

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

（子どもの発達保障）

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

（保護者との協力）

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

（プライバシーの保護）

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

（チームワークと自己評価）

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

（利用者の代弁）

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

（地域の子育て支援）

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

（専門職としての責務）

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
全国保育士会

が保育や子育て支援において、専門職として遵守すべき事項が示されています。また、その内容の理解を助けるためのガイドブック（全国保育士会編，2018）も作成されています。さらに、全国保育士会倫理綱領は、保育士が子どもや保護者、地域社会に対してどのような倫理的な責任を有するのかを包括的に示しており、保育士の職務の方向性を導く羅針盤としての役割を果たしています。

対して、このハンドブックは、保育者の専門職倫理を包括的に示すものではなく、「保護者に対する倫理的責任」のみを扱っており、主に子育て支援に関する内容を示しています。そのため、保育者の専門職倫理について理解を深める際には、「全国保育士会倫理綱領」およびそのガイドブックをご活用ください。

3. ハンドブックの主な内容

（1）保護者に対する8つの倫理責任

ハンドブックの主な内容は、保育者が保護者に対して守るべき8つの倫理責任を中心に構成されています。具体的には、①プライバシーの保護、②受容、③自己決定の尊重、④意図の説明、⑤関係機関との連携、⑥個別的配慮、⑦子ども理解の促進、⑧差別の禁止の8項目です。これらの各項目について、以下のような内容を掲載しています。

（2）子育て支援における「適切な行為」と「不適切な行為」

各項目に示す「適切な行為」は、①保育所保育指針と全国保育士会倫理綱領、社会福祉士の倫理綱領、アメリカのNAEYC倫理綱領、関連法令との共通項として抽出された内容（亀崎，2020；亀崎，2023）、②保育実践現場で暗黙知として機能している内容（亀崎他，2024）をあわせて作成したものです。

一方、「不適切な行為」は、子育て支援における「適切な行為」に反する行為の具体例を示しています。これらは、保育者への調査を通して実践現場から掘り取った事例にもとづいています（亀崎，2024）。

（3）例示イラスト

各項目には、「適切な行為」または「不適切な行為」に関する例示イラストを示しています。これらのイラストもまた、保育者を対象とした調査によって収集したイラストをもとに、保育者が遭遇しやすいと考えられる事例を精選し、場面や登場人物、セリフ、背景等、細部にわたって検討を重ね、作成しました。

(4) コラム・解説等

各項目の内容について、簡単に解説を加えています。また、「適切な行為」や「不適切な行為」の内容のうち、わかりにくい用語はコラムとして補足しています。なお、関連法令は、執筆時期である2024年8月時点の最新情報を掲載しています。

4. ハンドブックの使い方

ハンドブックは、多忙な保育者が短時間で必要な情報が得られるよう、できるだけ各項目の内容をコンパクトにまとめています。また、8つの倫理責任の各項目の内容は、独立した内容となっています。そのため、最初のページから全体を読み進めていくだけでなく、必要に応じて部分的に参照することが可能です。また、各ページの例示イラストを中心に、具体的な事例を通して内容を把握することも可能です。

さらに、ミーティングや園内研修会のテキストとし複数名で読み合わせる、あるいはハンドブックをもとに事例を分析するといった活用も可能です。

5. ハンドブックの活用にあたって

このハンドブックは、無料でどなたでもご活用いただくことが可能です。ただし、改変はご遠慮ください。

また、このハンドブックや掲載イラストの著作権は、著者に帰属します。全文の引用・転載等を希望される場合には、巻末の〈お問い合わせフォーム〉より、事前にご連絡をお願いします。



2024年9月

保育者の行動規範研究会 代表 亀崎 美沙子

目次

はじめに	1
① プライバシーの保護	6
② 受容	12
③ 自己決定の尊重	16
④ 意図の説明	20
⑤ 関係機関との連携	24
⑥ 個別的配慮	28
⑦ 子ども理解の促進	34
⑧ 差別の禁止	40
おわりに	45
引用文献	46

① プライバシーの保護

【定義】

個人情報を適切に取り扱うとともに、子どもの利益に反しない限り、子どもや保護者のプライバシーを保護し、知り得た秘密を保持すること。

「1. プライバシーの保護」に関する 「適切な行為」と「不適切な行為」

適切な行為	不適切な行為
1-1 職務上知り得た子どもや家族の個人情報やプライバシー情報が漏れることのないよう、情報を慎重に取り扱う。	①子どもや保護者から聞いた話を無断で第三者に話したり、個人情報が含まれる写真や動画を保護者の許可なく第三者と共有したりする。
1-2 子どもや家族の個人情報やプライバシー情報が漏れないよう、記録を適切に取り扱う。	①子どもや保護者の個人情報・プライバシー情報が含まれる写真や書類を持ち帰ったり、第三者に見えるような場所で取り扱ったりする。
1-3 合理的な理由がない限り、職務において知り得た情報を第三者に提供したり、本来の目的以外に活用したりしない。	①職務上知り得た情報を、自らの利益のために利用する。

適切な行為	不適切な行為
1-4 職務の遂行にあたり、必要以上に個人情報等を収集しない。	①個人的な興味・関心により、子どもや家族の個人情報やプライバシー情報を詮索する。
1-5 保育者でなくなった後も、子どもや家族のプライバシーを尊重し、秘密を保持する。	①退職後に、在職中に知り得た子どもや家族の個人情報やプライバシー情報を漏らす。

NG

【1-1：不適切な行為①】

子どもや保護者から聞いた話を無断で第三者に話したり、個人情報が含まれる写真や動画を保護者の許可なく第三者と共有したりする。



NG

【1-2：不適切な行為①】

子どもや保護者の個人情報・プライバシー情報が含まれる写真や書類を持ち帰ったり、第三者に見えるような場所で取り扱ったりする。





NG

【1-3：不適切な行為①】

職務上知り得た情報を、自らの利益のために利用する。

OK

【1-3：適切な行為】

合理的な理由がない限り、職務において知り得た情報を第三者に提供したり、本来の目的以外に活用したりしない。



NG

【1-4：不適切な行為①】

個人的な興味・関心により、子どもや家族の個人情報やプライバシー情報を詮索する。

コラム①

個人情報・プライバシーとは？

「個人情報」は、特定の個人を識別できる情報です。それは、複数の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができるものも含まれます。一方、「プライバシー」は、個人の秘密や家庭内の私事・私生活、さらにはこれらについて他人から干渉・侵害を受けない権利を表す言葉です。

コラム②

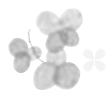
「必要以上の情報収集」とは？

子ども理解を深め、よりよい育ちを目指すためには、家庭での子どもの姿や生活状況等を把握することは重要です。しかし、保育や子育て支援と関係のない情報を個人的な興味で尋ねたり、「いずれ何かの役に立つかもしれない」といった漠然とした考えでとりあえず収集したりすることは、避けなければなりません。

コラム③

「第三者」とは？

「第三者」とは、当事者以外の人、その事柄に直接関係のない人です。例えば、園を利用している子どもに関する事柄であれば、当事者である子どもとその家族、保育を担う園の職員以外は、「第三者」にあたります。



解説



ここに示す「プライバシーの保護」とは、園を利用する子どもや家族等の個人情報や、プライバシーを保護することを意味します。園では、子どもや家族に関する様々な個人情報、プライバシー情報を日常的に取り扱います。例えば、次のようなものが挙げられます。

＜園で取り扱う個人情報の例＞

- ・氏名
- ・住所
- ・電話番号
- ・生年月日

＜園で取り扱うプライバシー情報の例＞

- ・子どもや家族の健康状態
- ・子どもや家族の心身の障害
- ・家族構成

児童福祉法には、保育士の「秘密保持義務」が定められています（児童福祉法第 18 条の 22）。これに違反した場合には、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金という重い罰則が科せられます（児童福祉法第 61 条の 2）。さらに、保育士登録の取り消しや「保育士」の名称使用を禁止されることもあります（児童福祉法第 18 条の 19）。このように、「プライバシーの保護」は法律に定められた保育者の義務であり、違反すれば重い罰則が伴います。

保育士資格を保有していない場合であっても、児童福祉施設の職員には保育士と同様に秘密保持義務があります（児童福祉施設の設備及び運営の基準第 14 条の 2）。したがって、資格の有無にかかわらず、一人ひとりが秘密保持義務を遵守し、園全体で子どもや家族の個人情報・プライバシー情報の保護を徹底することが求められます。

では、子どもや家族の個人情報やプライバシーを守るためには、専門職としてどのようなことに留意すべきでしょうか？「プライバシー保護」のために遵守すべき「適切な行為」として、表の通り 5

項目を挙げています。また、これに反する「不適切な行為」の例として、園外に書類を持ち出して人目の付く場所で個人情報を取ったり、子どもの写真を個人的に第三者に提供したりすることが挙げられます。あるいは、園で知り得た保護者の勤務先の情報を、保育者個人の利益のために利用することも、情報の取り扱いとして不適切です。さらに、職員間で情報共有を行う場面でも、子どもや保護者に関する情報が第三者に漏れてしまうようなことがないようにしなければなりません。

子どもや保護者の情報を適切に管理することは、専門職としての最低限のマナーです。子どもやその家族の生活を脅かすことのないよう、情報の取り扱いには十分に注意しましょう。

＜保育士の秘密保持義務と罰則規定＞

児童福祉法 第 18 条の 22

保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても、同様とする。

児童福祉法 第 61 条の 2

第 18 条の 22 の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

児童福祉法 第 18 条の 19

都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- 1 第 18 条の 5 各号（第 4 号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合
 - 2 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
 - 3 第 1 号に掲げる場合のほか、児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）第 2 条第 3 項に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。）を行つたと認められる場合
- ② 都道府県知事は、保育士が第 18 条の 21 又は第 18 条の 22 の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて保育士の名称の使用の停止を命ずることができる。

＜児童福祉施設職員の秘密保持義務＞

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第 14 条の 2

児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

（亀崎 美沙子）